

通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 通所リハビリテーション事業概要

① 事業概要

| | |
|----------|-------------------------|
| 事業所名 | 通所リハビリテーションまるがめ |
| 所在地 | 香川県丸亀市津森町 162 番 4 |
| 介護保険指定番号 | 3710212469 |
| サービス提供地域 | 丸亀市、坂出市、善通寺市、多度津町、宇多津町、 |
| 電話番号 | 直通電話： (0877) 23-5557 |
| (緊急電話) | 病院代表： (0877) 23-5555 |

② 職員体制

| 職種 | 従事責任者 | 人員 |
|-------|-------|----|
| 医師 | 二宮 憲二 | 2 |
| 理学療法士 | 山本 真弘 | 3 |
| 作業療法士 | | |
| 言語聴覚士 | 植岡 里美 | 1 |
| 看護職員 | 荒田 康江 | 3 |
| 介護職員 | 田岡 律子 | 6 |
| 送迎運転士 | 高嶋 和良 | 8 |

③ 営業時間

| | 営業時間 | サービス提供時間 |
|-----|------------|------------|
| 月～土 | 8:00～17:00 | 9:00～16:05 |

*日曜・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

④ 基本理念

- (1) 身体機能が維持、改善するリハビリテーションを提供します。
- (2) 体を整え、自由な時間を作り出し、安心感を得た上で、趣味に挑戦しましょう。
- (3) 当事者意識を持って、居心地のいい場を作り、楽しい生活空間を創造する手助けをします。

⑤ 通所リハビリテーションサービス内容

- (1) 動くための機能を向上させます。
- (2) 日常生活の動作能力を向上させ、いろいろな工夫をし、生活をしやすいにします。

⑥ 当事業所の通所リハビリテーションサービスの特徴

- (1) 利用者の心身の状態に応じた目標を立てて機能が向上するようプログラムを作成し指導します。
- (2) プログラムは毎日実施できる内容にし、時間を決めて自主的に実施していただきます。そして、自分で機能向上や維持をしやすい状態にし、安心できる状態にします。

2. 利用に関して

① 利用料

要介護認定を受けられた方で、介護保険制度のサービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）に対し、介護保険負担割合証に記載された割合の料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス内容は全額自己負担となります。

- * 下記（ ）内が1割の自己負担額になります
- * 下記※（ ）内が2割の自己負担額になります
- * 下記※【 】内が3割の自己負担額になります

1日の利用料

| | | | | |
|-----------------------|--|--|--|---|
| 利用料 | | 2時間以上3時間未満 | 3時間以上4時間未満 | 4時間以上5時間未満 |
| | 要介護1 | 3,830円 (383円) ※(766円) ※【1,149円】 | 4,860円 (486円) ※(972円) ※【1,458円】 | 5,530円 (553円) ※(1,106円) ※【1,659円】 |
| | 要介護2 | 4,390円 (439円) ※(878円) ※【1,317円】 | 5,650円 (565円) ※(1,130円) ※【1,695円】 | 6,420円 (642円) ※(1,284円) ※【1,926円】 |
| | 要介護3 | 4,980円 (498円) ※(996円) ※【1,494円】 | 6,430円 (643円) ※(1,286円) ※【1,929円】 | 7,300円 (730円) ※(1,460円) ※【2,190円】 |
| | 要介護4 | 5,550円 (555円) ※(1,110円) ※【1,665円】 | 7,430円 (743円) ※(1,486円) ※【2,229円】 | 8,440円 (844円) ※(1,688円) ※【2,532円】 |
| | 要介護5 | 6,120円 (612円) ※(1,224円) ※【1,836円】 | 8,420円 (842円) ※(1,684円) ※【2,526円】 | 9,570円 (957円) ※(1,914円) ※【2,871円】 |
| | | 5時間以上6時間未満 | 6時間以上7時間未満 | 7時間以上8時間未満 |
| | 要介護1 | 6,220円 (622円) ※(1,244円) ※【1,866円】 | 7,150円 (715円) ※(1,430円) ※【2,145円】 | 7,620円 (762円) ※(1,524円) ※【2,286円】 |
| | 要介護2 | 7,380円 (738円) ※(1,476円) ※【2,214円】 | 8,500円 (850円) ※(1,700円) ※【2,550円】 | 9,030円 (903円) ※(1,806円) ※【2,709円】 |
| | 要介護3 | 8,520円 (852円) ※(1,704円) ※【2,556円】 | 9,810円 (981円) ※(1,962円) ※【2,943円】 | 10,460円 (1046円) ※(2,092円) ※【3,138円】 |
| | 要介護4 | 9,870円 (987円) ※(1,974円) ※【2,961円】 | 11,370円 (1,137円) ※(2,274円) ※【3,411円】 | 12,150円 (1,215円) ※(2,430円) ※【3,645円】 |
| | 要介護5 | 11,200円 (1,120円) ※(2,240円) ※【3,360円】 | 12,900円 (1,290円) ※(2,580円) ※【3,870円】 | 13,790円 (1,379円) ※(2,758円) ※【4,137円】 |
| | 入浴介助加算 | 400円 (40円) ※(80円) ※【120円】 | | |
| | リハビリテーションマネジメント加算（イ） | 開始月から6月以内 | 5,600円 (560円) ※(1,120円) ※【1,680円】 * 1月につき | |
| | | 開始月から6月超 | 2,400円 (240円) ※(480円) ※【720円】 * 1月につき | |
| 短期集中個別リハビリテーション実施加算 | 退院（所）日又は認定日から起算して3月以内 | 1,100円 (110円) ※(220円) ※【330円】 * 1日につき | | |
| 重度療養管理加算（要介護3・4・5に限る） | 1,000円 (100円) ※(200円) ※【300円】 * 1日につき | | | |

| | | |
|--------------------|--|--|
| 口腔機能向上加算 | 1,500円 (150円) ※ (300円) ※ 【450円】 * 月2回を限度 | |
| 科学的介護推進体制加算 | 400円 (40円) ※ (80円) ※ 【120円】 * 1月につき | |
| 中重度者ケア体制加算 | 200円 (20円) ※ (40円) ※ 【60円】 * 1日につき | |
| 送迎減算 | 事業所が送迎を行わない場合 (片道に付き) | -470円 (-47円) ※ (-94円) ※ 【-141円】 |
| 通所リハ提供体制加算1 | 3時間以上4時間未満の場合 | 120円 (12円) ※ (24円) ※ 【36円】 * 1回につき |
| 通所リハ提供体制加算2 | 4時間以上5時間未満の場合 | 160円 (16円) ※ (32円) ※ 【48円】 * 1回につき |
| 通所リハ提供体制加算3 | 5時間以上6時間未満の場合 | 200円 (20円) ※ (40円) ※ 【60円】 * 1回につき |
| 通所リハ提供体制加算4 | 6時間以上7時間未満の場合 | 240円 (24円) ※ (48円) ※ 【72円】 * 1回につき |
| 通所リハ提供体制加算5 | 7時間以上 | 280円 (28円) ※ (56円) ※ 【84円】 * 1回につき |
| サービス提供体制強化加算 (I) | 220円 (22円) ※ (44円) ※ 【66円】 * 1回につき | |
| サービス提供体制強化加算 (II) | 180円 (18円) ※ (36円) ※ 【54円】 * 1回につき | |
| サービス提供体制強化加算 (III) | 60円 (6円) ※ (12円) ※ 【18円】 * 1回につき | |

- ② 前項の利用料等の他、利用に応じて次の費用の支払いが発生します。
 食材費：650円/日、おむつ代
- ③ 解約料 …… 無料です。
- ④ 支払い方法 …… 銀行振替 (領収書の必要な方はお申し出ください)

3. 通所リハビリテーションサービス提供について

- ① サービス担当療法士

PT：山本 真弘、溝渕 量子、高木 善法

OT： S T： 植岡 里美

- ② サービス時間・内容：前項1参照

4. サービス内容に関する苦情

サービスの利用の苦情に対して、迅速且つ適切に対応するためにお客様相談コーナーを置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明いたします。

A 当事業所に対する苦情の場合

1. お客様からの相談内容について調査します。
2. 担当者および関係する者が集まって、改善策、対応策の検討をします。
3. 改善策、対応策について利用者および家族への説明をさせていただきます。
なお、不十分であれば、再度検討させていただきます。

B 居宅介護支援事業所に対する苦情の場合

1. お客様からの相談内容について調査します。
2. 担当ケアマネージャーに内容を伝え、対応策を検討します。
3. 対応策をケアマネージャーあるいは当事業所の担当者から説明し、理解をお願いします。なお、不十分であれば、再度検討させていただきます。

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

| | |
|---------------|------------------------------------|
| 当事業所お客様相談コーナー | 直通番号： (0877) 23-5557 相談者： 山口 弘道 |
|---------------|------------------------------------|

② 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

| | |
|--|--|
| 香川県長寿社会対策課 | 所在地： 香川県高松市番町 4-1-10 電話番号： (087) 832-3267 対応時間： 9:00～17:00 |
| 香川県国民健康保険団体連合会 (国保連) | 所在地： 香川県高松市番町 4-1-10 電話番号： (087) 822-7453 対応時間： 9:00～17:00 |
| 丸亀市 健康福祉部介護支援課 坂出市 高齢介護課 善通寺市 高齢者課 | 電話番号： 0877-24-8807 電話番号： 0877-44-5090 電話番号： 0877-63-6331 |
| 多度津町 福祉保健課 宇多津町 保健福祉課 まんのう町 福祉保健課 琴平町 福祉保健課 | 電話番号： 0877-33-4488 電話番号： 0877-49-8001 電話番号： 0877-73-0125 電話番号： 0877-75-6706 |

5. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供時に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な処置を行います。また、サービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

6. 当法人の概要

| | |
|---------|------------------------------------|
| 名称・法人種別 | 医療法人社団 重仁 |
| 代表者名 | 理事長 草野 展周 |
| 所在地・電話 | 香川県丸亀市津森町 219 番地 (0877) 23-5555 |
| 業務の概要 | ①まるがめ医療センター ②居宅介護支援事業所 |
| 事業所数 | 2 |

通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明し、交付しました。

事業所 所在地 香川県丸亀市津森町 162 番 4
名称 通所リハビリテーションまるがめ

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者 <住所>

<氏名>

印

代理人 <住所>

<氏名>

印